

相模原市監査委員公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、会計課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

第1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成28年10月5日から12月26日まで

第2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

会計課において、平成28年度(平成28年10月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

- (1) 各事業の委託料の支出に関する事務
- (2) 所得税の源泉徴収及び納入に関する事務
- (3) 有価証券(基金に属するもの)の出納及び保管に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

- (ア) 契約相手方の選定方法は適切か。
- (イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

- (ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- (イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(2) 所得税の源泉徴収及び納入に関する事務

ア 徴収額は適正に算定されているか。

イ 納付漏れや遅延しているものはないか。

(3) 有価証券(基金に属するもの)の出納及び保管に関する事務

台帳等の記帳や整理保存等は適正に行われているか。

3 監査の主な実施内容

会計課に關係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年12月5日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

会計課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中で、市税収入の増加が期待できない一方、扶助費を中心とした義務的経費の増大が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が続くと考えられている。

効率的な財政運営を行うためには、的確に収支を予測することがますます重要となることから、今後とも、よりの確に収支予定を把握するとともに、会計管理者の職務権限に属する出納その他の会計事務の適正な執行に向けて、その役割を果たされたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」を重点調査項目として、監査を行った。

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されて

おり、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、相模原市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

会計課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。

監査の対象期間は平成28年度(平成28年10月末日まで)とした。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件

- に該当していることが確認できるか。
- (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

5 監査の主な実施内容

会計課に關係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年12月5日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考 1】

随意契約によることができる場合（政令第 167 条の 2 第 1 項各号の概要）

第 1 号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第 3 号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第 4 号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき

【参考 2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約方法 契約の種類	1 者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負	250 万円以下	超 公表
財産の買入れ	160 万円以下	超 公表
物件の借入れ	80 万円以下	超 公表
財産の売払い	50 万円以下	超 公表
物件の貸付け	30 万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの	100 万円以下	超 公表

（ 2 ） 1 者随意契約の状況について（平成 28 年 10 月末現在）

ア 契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に 1 人の見積書の徴取で足りるとされている、予定価格が 10 万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表 1 のとおりである。

契約全体では、件数が12件、契約金額は合計1億1,159万円であった。随意契約は、件数が11件(91.7%)、契約金額は合計1億1,117万円(99.6%)で、全て1者随意契約であった。契約金額の最高額は「市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託」の73,517,220円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	1	413,082
随意契約	11	111,177,873
見積合せ	0	0
1者随意契約	11	111,177,873
計	12	111,590,955

予定価格10万円以下の契約を除く。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約11件は、全て競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約11件について、同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは6件(54.5%)であった。継続年数の最長は、「相模原市収納金集計事務作業委託」及び「窓口出納事務委託」の12年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	4	1	1	5	0	11

7 監査の結果

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今回の行政監査において、会計課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行には特段の問題は見られなかった。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。